

栃木県立足利高等学校 いじめ防止基本方針

1 基本理念

「いじめはどの生徒、どのクラスにおいても起こりうる」という認識を持ち、生徒の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向け、組織をあげて取り組む。

2 いじめの定義

当該生徒が、一定の人的関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。

3 組織的な対応に向けて

- いじめ対策委員会として、次の2つの委員会を設ける。
 - ・「いじめ防止委員会（定期開催）」様々な教育活動を通し、未然防止対策を行う。
 - ・「いじめ対応委員会（随時開催）」疑われる事態を把握した場合、解決に向け対応する。
- いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を年間計画に位置付け、全教職員の共通理解を図り、具体的対応力の向上を目指す。

4 未然防止に向けて

- 人権尊重に基づく教育活動を展開し、生徒が主体的にいじめ防止に努めるように指導する。
- 「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成し、いじめに発展しそうな日常のトラブルの解決が図れるよう、計画的な指導をする。
- 生徒が意欲的に学校の教育活動に取り組めるよう、「集団づくり」や「授業づくり」への取り組みを充実させる。
- 生徒一人一人が傍観者とならず、いじめをやめさせる行動をとる重要性を理解させる。
- 教職員の言動が生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないように、指導に注意を払う。
- インターネットの持つ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方を指導する。

5 早期発見・事案対応に向けて

- 大人が気づきにくい形で行われることを認識する。
- 生徒の声に耳を傾け、行動を注視し、ささいな兆候であっても変化を見逃さない。
- アンケートや面談の実施等により、実態を把握する。いじめの疑いがある場合は、個々の対応ではなく組織的に行う。
- 生徒との信頼関係の構築に努め、相談しやすい体制を築く。
- 保護者との信頼関係を深め、情報共有に努める。
- 生徒、保護者、地域と連携する。

6 早期解消に向けて

- いじめられた生徒を徹底的に守り通す。
- いじめられている生徒本人やその保護者の立場に立って対応する。
- いじめを発見、または相談を受けた場合には、管理職に報告するとともに組織的に対応する。
- いじめた生徒に対しては、行為の善悪を理解させるとともに反省させ、二度と起こすことのないよう指導する。
- 双方の生徒への対応は、教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関等との連携の下で取り組む。また、いじめ解消については、単に謝罪やいじめの行為が止んだことを安易に判断せず、いじめられた生徒の状態を注視し判断する。
- いじめの解消後も、いじめられた生徒、いじめた生徒、いじめを見ていた生徒、すべての生徒が人権感覚のある良好な人間関係を構築できるよう指導に努める。

7 附則

- この基本方針は、「いじめ防止委員会」により、適宜見直しを行うものとする。

公布 平成26年4月23日

施行 平成26年4月23日

改定 平成30年4月 1日

改定 令和 7年4月 1日